○執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 平成26年5月28日

大阪市長 橋下 徹

執行機関の附属機関に関する条例 (設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除く ほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任事務
≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の 適正化に関する重要事項の調査審議及び 具体的な施策についての教育委員会に対 する意見の具申に関する事務
	大阪市立義務教 育諸学校教科用 図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校、市立中学校並びに市立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市高等学校 教育審議会	高等学校教育に関する重要事項の調査審 議及び教育委員会に対する意見の具申に 関する事務
	大阪市特別支援 教育審議会	特別支援教育の振興を図るため、特別支援教育に関する事項の調査審議及び教育 委員会に対する意見の具申に関する事務
≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫

≪省略≫

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、大阪市立義務教育諸学校教科用 図書選定委員会に関する改正規定は、公布の日から施行する。